

鶴岡工業高等専門学校
学校いじめ防止等基本計画

鶴岡工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会

令和6年4月

はじめに

鶴岡工業高等専門学校（以下「学校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が改定した独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（以下「ポリシー」という。）と機構が制定した独立行政法人国立高等専門学校いじめ防止等ガイドラインのもと、学校いじめ防止等基本計画（以下「本計画」という。）を定める。

いじめは、どの学生にも起こりうるものであり、全ての教職員が、未然防止及び早期発見への学校を挙げての取組、発見してからの組織的な対処の在り方を正しく理解し、情報の集約・共有と法に定める定義の適切な理解に基づく積極的な認知、被害学生の保護及び加害学生への指導等を適切に遂行し、PDCAサイクルに基づく取り組みの検証と再発防止を図らねばならない。教職員各人においては、本計画を理解するとともに、学校はいじめ問題に対し全校を挙げて取り組む。

目 次

第 1 章 学校いじめ防止等基本計画	1-1
1. いじめについての理解	1-1
2. 学校及び教職員の責務	1-1
3. 学校いじめ防止等基本計画の策定	2-2
4. いじめ防止等のための組織	2-2
5. いじめの未然防止	2-2
6. いじめの早期発見	3-3
7. いじめ事案への組織的対応	3-3
8. インターネット等によるいじめへの対応	3-3
9. いじめの解消	4-4
10. 重大事態への対処	4-4
11. PDCAサイクルに基づく評価・検証と不断の見直し	4-4
第 2 章 学校いじめ防止対策プログラム（年間計画表）	5-5
第 3 章 早期発見・事案対処マニュアル	6-6
1. いじめについての理解	6-6
2. いじめの早期発見	7-7
3. インターネット等によるいじめへの対応	7-7
4. いじめに対する措置	7-7
5. 重大事態への対処	13-13

第1章 学校いじめ防止等基本計画

1. いじめについての理解

(1) いじめの定義

- ◆「いじめ」とは、学生に対して、学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ

るものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◆個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

(2) いじめの禁止

- ◆学生は、いじめを行ってはならない。学校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校に醸成するよう努めなければならない。

(3) 基本的姿勢

- ◆いじめは、どの学生も加害者にも被害者にもなることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが学校すべての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

- ◆いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを意識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

- ◆いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講じられるよう留意するとともに、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

- ◆学校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

2. 学校及び教職員の責務

(1) 学校はいじめの防止等の対策のための組織を設置し、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、道徳教育等の充実や相談体制を整備する。また、いじめあるいはいじめと疑われる行為があった場合は、適切かつ迅速に対処し、対処後は再発防止に努めるものとする。

(2) 学校は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

3. 学校いじめ防止等基本計画の策定

- (1) 学校は継続的に本計画を学生及び学生の保護者に周知するとともに、誰もがその内容を確認できるようにするため、学校ホームページにより公表する。
- (2) 本計画には、学校いじめ防止対策プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとして、学校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し、全ての教職員がその内容及び役割等を把握し、その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。
- (3) 学校はいじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取り組みを実施するため、PDCAサイクルに基づき、本計画が実情に即して機能しているかを学生に対するアンケート等によって適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。

4. いじめ防止等のための組織

いじめの防止や早期発見に関する取り組み、及び問題発生後の措置の策定・実行は、「鶴岡工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会」（以下「委員会」という。）が主体となってこれを行う。

(1) 組織

委員会組織は、校内委員で基本構成する。委員会は年6回を目安に定期的に開催するとともに、開催したときは会議録を作成する。

(2) PDCAサイクル

委員会は、本計画の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるか、また、それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。

(3) 組織的管理

委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、記録の残し方、記録の保管場所についても委員会で明確に定めておく必要がある。また、教職員個人の判断で勝手に処分せず、組織で適切に管理し保存する。被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害（「10. 重大事態」を含む）の申立てがなされることもあることを踏まえ、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が卒業するまでは保存する。

5. いじめの未然防止

- (1) 全教職員に対して、校長は委員会・保健センター等が運営にあたる校内研修会を年1回以上実施するなどして、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点、または、いじめ問題の重大性を認識させ、学生への指導力の向上を図る。
- (2) 学生に対して、保健センターを中心に「命に関する講演会」を実施するほか、学級担任等が特別活動などの時間を利用して、いじめの問題を話題にすることで、いじめ防止の雰囲気を醸成し、合わせて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いを認め合いながら諸問題を解決する力とお互いの人格を尊重する態度を身につけさせる。
- (3) いじめ防止週間を設定し、学生自らが、いじめの問題に気づき、考え、防止に向けて行動を起こすことができるような主体的な取り組みを企画・実施する。

- (4) 委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的に・計画的に盛り込んだ実施計画（以下「学校いじめ防止対策プログラム」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

6. いじめの早期発見

- (1) 学校は、学校におけるいじめを早期に発見するため、委員会が実施主体となって、在籍する学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取組を計画的に行う。
- (2) 学校は、在籍する学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。
- (3) 学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- (4) 学校は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細やかな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取組を行う。
- (5) 委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

7. いじめ事案への組織的対応

- (1) いじめの未然防止・早期発見の実効化、教職員の経験年数や担任の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、学生に最も接する機会の多い担任や科目担当者が出来る限り多く参画し、委員会にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。また、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善していくことが必要である。

8. インターネット等によるいじめへの対応

- (1) 学校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに関わる画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。
- (2) 学校は、インターネットを通じていじめが行われていた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情

報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明しなければならない。

9. いじめの解消

- (1) いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合であっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

10. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した際は速やかに機構本部に報告し、重大事態調査を行う場合にはあらかじめ機構の承認を得る。
- (2) 重大事態への対処のための組織を設け、調査を行う。
- (3) 学生及び保護者に適切に説明し、情報提供等を行うとともに、当該学生の教育の確保のための必要な措置を講じる。

11. PDCAサイクルに基づく評価・検証と不断の見直し

- (1) 委員会は、本計画の策定の見直し、いじめの防止等に向けた取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校がいじめの防止等に向けた取り組みについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。
- (2) 学校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。

第2章 学校いじめ防止対策プログラム（年間計画表）

月	内 容				備 考
	教職員対象	学生対象	保護者対象	いじめ防止等対策委員会	
4	◆いじめ防止等基本計画の確認	◆いじめに関する取組の周知 ◆情報モラル教育（主対応：学生委員会） ◆個人面談（5月末まで・全学生）	◆いじめに関する取組の周知	◆第1回いじめ防止等対策委員会 ◆年間活動計画の策定 （いじめアンケート立案）	・授業開始 ・交通講話 ・サイバースキル講座 ・寮生会総会
5		◆第1回いじめアンケート（5月中旬～下旬）			・学生会総会 ・校内体育大会
6		◆個人面談（6月上旬・該当学生） ◆生活指導講演会（主対応：学生委員会）		◆第2回いじめ防止等対策委員会 （いじめアンケート総括） （次回いじめアンケート立案）	・前期中間試験 ・アンケート（保健センター）
7					・東北地区高専体育大会
8		◆命に関する講演会（主対応：保健センター） ◆第2回いじめアンケート（7月中旬～下旬） （いじめ防止週間・標語の募集） ◆個人面談（7月下旬～9月中旬・該当学生）		◆第3回いじめ防止等対策委員会 （いじめアンケート総括） （次回いじめアンケート立案）	・全国高専体育大会
9					・全国高専体育大会 ・前期末試験
10					
11		◆第3回いじめアンケート（10月上旬～10月中旬） ◆個人面談（10月中旬～11月上旬・該当学生）		◆第4回いじめ防止等対策委員会 （いじめアンケート総括） （次回いじめアンケート立案）	・高専祭 ・アンケート（保健センター） ・4年工場見学 ・後期中間試験 ・企業研究セミナー
12		◆第4回いじめアンケート（12月上旬～中旬） ◆個人面談（12月中旬～1月中旬・該当学生）			
1				◆第5回いじめ防止等対策委員会 （いじめアンケート総括） （教職員研修会立案・年間総括）	
2					・学年末試験
3	◆教職員研修会（学内研修会）				・卒業式，修了式

その他

- ① いじめ事案の発生時はいじめ防止等対策委員会を臨時開催する。
- ② 機構本部主催の研修会等については随時実施する。

第3章 早期発見・事案対処マニュアル

1. いじめについての理解

(1) いじめの定義の要素

いじめは以下の要素さえ満たしていれば、全ていじめとして積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立ち、迅速に対応することが重要である。なお、法及びポリシーは、教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえ被害者保護を徹底する観点から被害学生の主観に基づきいじめの有無を判断するものとして下記「③」の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に「①」又は「②」の事実関係の立証を求めていることに留意すること。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的に力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

- ① 行為をした者Aを行為の対象となった者Bが共に学生であるなど、AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネット等を通じて行われるものを含む）
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかる・盗む・壊す・捨てるなどされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしか悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りに見えにくいものがある。教職員は、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払うことが必要である。

2. いじめの早期発見

- (1) 年間4回以上、定期的なアンケートや面談等によりいじめの実態把握に努める。
- (2) 学生相談室等の相談窓口の利用などを広く周知する。

相談窓口	連絡先	管轄
鶴岡工業高等専門学校 保健センター	相談室：090-4319-3626 保健室：0235-25-9030	鶴岡工業高等専門学校
KOSEN 健康相談	0800-000-2228	国立高専機構
24時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310	文部科学省
24時間子供 SOS ダイヤル	023-654-8181	山形県教育委員会
ヤングテレフォンコーナー	023-642-1777	山形県警察

- (3) 全教職員が学生を見守り、いじめに関するシグナルを見逃さないよう努める。特に寮生活では、居住空間という密室環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し、寮務関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (4) 委員会の活動の十分な「見える化」を実行すること等を始めとして、学生・保護者と教職員が信頼関係を構築し、安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。
- (5) 学生、保護者、家庭、地域等から情報が寄せられた場合には、委員会において組織的に情報を共有し、被害学生を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応する。
- (6) 学生の活動や様子を適切に記録し、学校組織全体として情報共有を図り、いじめの芽の発見に努める。

3. インターネット等によるいじめへの対応

- (1) インターネット等（Twitter や、スマートフォン等のアプリである LINE・comm・カカオトークなどといったものも含む）において不適切な書き込み等があった場合は、速やかに書き込みを行った者を特定し、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 学生の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、指示をあおぐ。
- (3) 書き込みを行った者が特定できない場合や、削除をすることができないなどの問題が生じた場合は、必要に応じ、警察や地方法務局等と連携のうえ、必要な対応を取る。
- (4) 学生および保護者、教職員に、不適切なインターネット等の利用の危険性を周知し、効果的な情報モラル教育を継続して行う。

4. いじめに対する措置

- (1) 基本的な考え方

◆いじめは、学生間の複雑な人間関係の中で発生し、多数の学生が行為に関与していることが多いこと、また、学校等の対応が遅延すると事態が著しく悪化する可能性があることを認識し、行為の発見や状況の報告を受けていじめを認知することとなった教職員は、特定の関係者の間で問題を抱え込まず、速やかに委員会に報告し、いじめに対する組織的対応が速やかに遂行できるよう心がける。

- ◆委員会は、いじめと疑われる行為の報告を受けた後、直ちに実態把握に努め、当該行為がいじめに相当するか否かを判断する。
- ◆委員会は、いじめを認知した場合は、速やかに校長に報告するとともに、全教職員、保護者、外部関係諸機関等と連携して、いじめを受けた学生を守るために必要な適切な措置を講じる。
- ◆いじめを行った学生に対しては教育的配慮の下、毅然たる態度で指導を行い、健全な人間関係を育み、人間として良好な成長を果たすよう継続的に働きかける。
- ◆いじめと言いきれないような行為への対応も、状況によっては、いじめへの対応方針に準じる。

(2) いじめと疑われる行為の発見・通報を受けた時の対応（フローチャートⅠ参照）

- ◆過度のからかひや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせるとともに、学級担任や委員会に報告し、迅速に行えるよう心がける。
- ◆学生や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合も同様の対応を行う。

(3) いじめ事案への組織的対応（フローチャートⅡ参照）

- ◆委員会は、いじめと疑われる行為の報告を受けた後、速やかに保健センター・当該学年担任団をはじめとする校内諸組織と連携して、行為当事者・関係者からの事情聞き取り、学生への質問紙調査等を実施し、事態の様相や発生の背景、被害・加害の状況およびその深刻性等を把握し、当該行為がいじめに相当するか否かを判断する。
- ◆委員会は、認知したいじめを校長に報告するとともに全教職員と情報を共有し、学校全体で組織的に問題に対処してゆく体制を整える。
- ◆委員会は、全教職員との連携、保護者・外部関係諸機関等からの協力のもと、いじめを受けた学生を保護し、すべての学生が安心して学校生活を送ることができるような措置、また、いじめを行った学生が、自省し人間として良好な成長を果たすことができるような措置を策定し、継続的に遂行する。
- ◆担当する授業、担任学級、課外活動、委員会などを中心にチェックするが、担当にとらわれずに、懸念される場面が見られたら、必ずチェックし、報告する。

(4) 学生やその保護者への対応・支援（フローチャートⅢ参照）

◆いじめを受けた学生への対応

- ・いじめを受けた学生の安全確保と、情報等の不必要な拡散を防止することに最大限配慮する。
- ・事情聞き取り（事実確認）は複数名の教員で行い、話しやすい雰囲気醸成に努めつつ正確な状況把握ができるよう心がける。
- ・事実確認に当たっては、間違った認識や不適切な言動がないよう細心の注意を払うとともに、当該事実確認によって周囲の学生等が動揺することのないよう配慮する。
- ・いじめを受けた学生の訴えには、真摯に対応して当該学生との信頼関係築き、同学生が精神的苦痛を増加させることがないよう配慮する。
- ・委員会は、いじめを受けた学生やその他の学生の生活状況を的確に把握し、保健センター・当該学年担任団、保護者や外部関係諸機関等と連携しながら適切と思われる支援を行う。

◆いじめを行った学生・関係学生への対応

- ・事情聞き取り（事実確認）は複数名の教員で行い、話しやすい雰囲気醸成に努めつつ、正確な状況把握ができるよう心がける。
- ・いじめを受けた学生やその他の学生が、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるためにも、学生の個人情報や当該いじめ行為の情報を軽々しく漏洩しないよう指導する。

- ・いじめの状況に応じて、学生委員会が作成する指導（懲戒処分も含む）を行うほか、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ・いじめを行ったことの悪質性と自己の責任を認識し、今後人間として良好な成長を果たすとともに健全な人間関係を育ててゆけるよう指導する。また、保護者等と連携し、当該指導による教育効果について長期継続的に観察する。
- ・委員会は、いじめを行った学生やいじめに関与した学生の以後の生活状況を的確に把握し、精神的不安などがみられる場合は、保健センター・当該学年担任団、保護者や外部関係諸機関等と連携しながら適切と思われる措置を講じる。

◆保護者への対応

- ・いじめを認知した場合は、当該行為に関係する学生の保護者に対し、学級担任から速やかに状況説明を行い、事実関係や事後の対応方針についての共通認識を形成する。また、継続して家庭訪問を行うなど、長期的に保護者との情報共有や状況確認を行う。
- ・保護者からの訴えには真摯に対応し、信頼関係を築くように努める。
- ・学校の管理者等は、いじめを受けた学生の保護者に学校として当該学生の安全確保に全力を尽くすことを通達し、不安除去に努める。
- ・委員会は、当該学年担任団と連携し、いじめを受けた学生の保護者と、いじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることがないように、両者の関係を適切に仲裁することに努める。

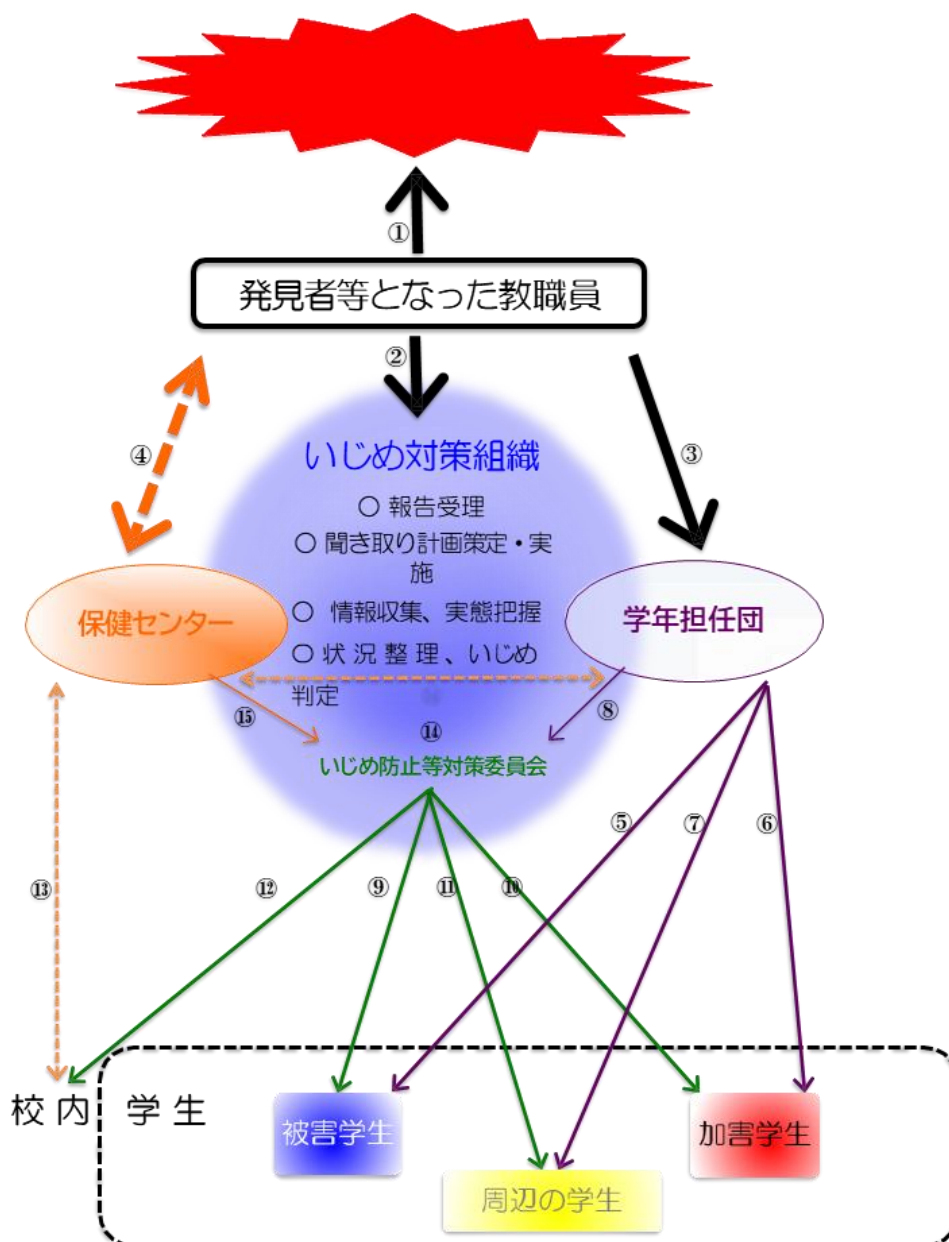
◆支援・指導体制の構築と再発防止

- ・委員会は、保健センター・当該学年担任団あるいは外部関係諸機関等と連携しながら、下記のような支援・指導体制を構築するとともに、いじめの再発防止に取り組む。
- ・いじめを受けた学生や当該行為によって著しい不安を感じる学生に対して、使用教室や授業・課外活動等のあり方を柔軟に変更する。
- ・いじめを受けた学生や当該行為によって動揺を感じる学生、またはその保護者の不安除去のために、保健センターを中心とした学内の相談体制を最大限活用するなど、効果的な措置を講じる。
- ・いじめを行った学生への指導と、その保護者に対しての助言を継続的に行う。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラーや、場合によっては外部専門機関からの協力を得る。
- ・いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や指導を継続的に行う。

(5) 学生への働きかけ

- ◆いじめを見ていた学生に対しても、当該行為を自分の問題として捉えさせる。
- ◆いじめを止める勇気はなくても、当該行為を知らせる勇気を持つよう指導する。
- ◆はやしたてるなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ◆全ての学生に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を持ち、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるよう指導を行う

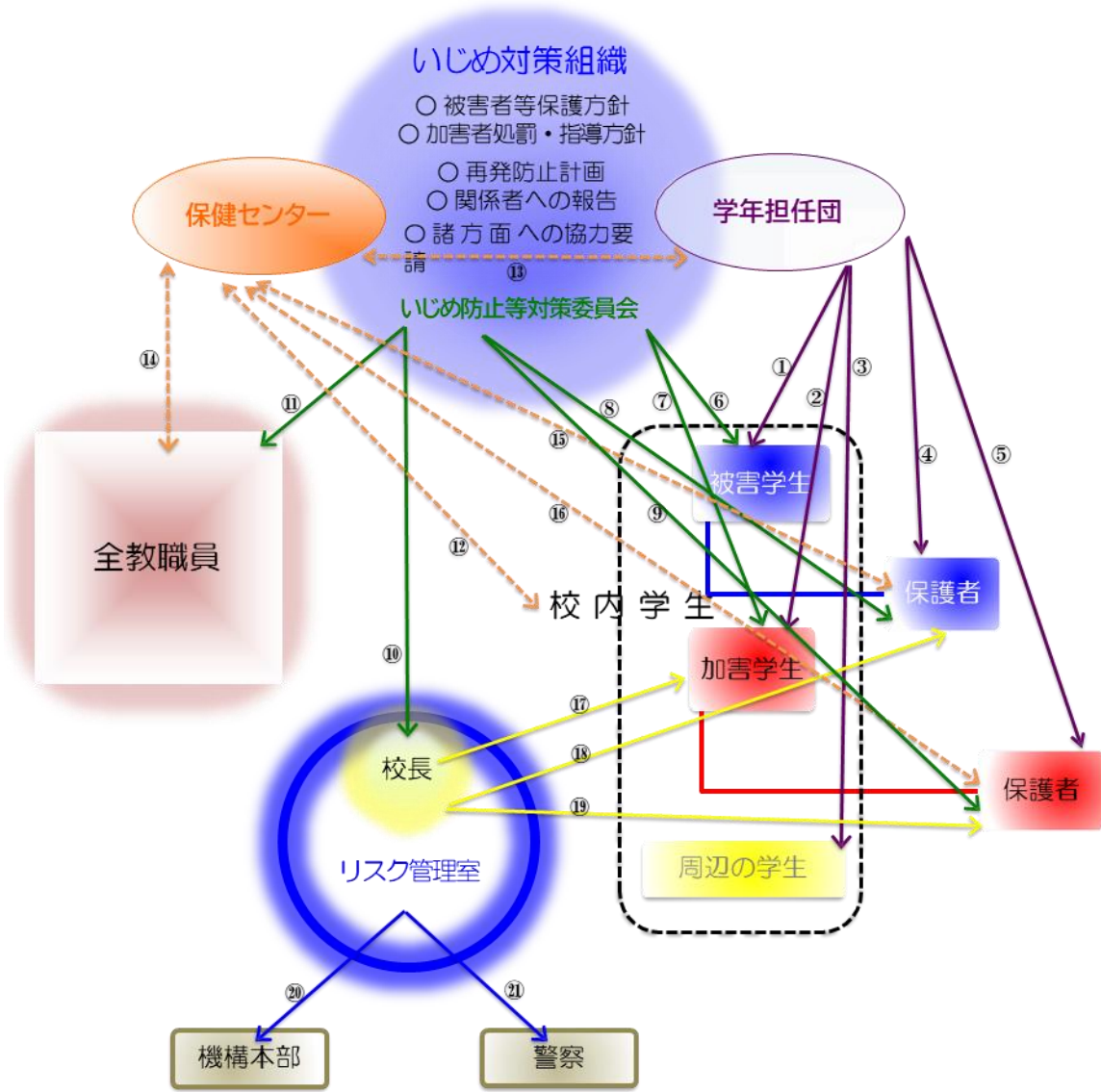
フローチャート I (行為発生～いじめ判定)



- ① いじめと疑われる行為を発見した教職員、同行為の報告を受けた教職員(以下、「発見者」)は、直ちに行為を制止し、関係していると思われる学生等から事情を聞くなどして、当該行為の状況を確認する。
- ② 発見者は、速やかに「いじめ対策組織」の中核であるいじめ防止等対策委員会に状況を報告する。
- ③ 発見者は、速やかに関係学生の担任に状況を報告する。
- ④ 発見者は、必要に応じて保健センターに相談する。
- ⑤ 担任教員は、被害学生から事情の聞き取りを行う。
- ⑥ 担任教員は、加害学生から事情の聞き取りを行う。
- ⑦ 担任教員は、被害学生・加害学生と友好関係のある学生等からも、事情の聞き取りを行う。
- ⑧ 担任教員は、聞き取りで得た情報を学年担任団で情報を共有した後、いじめ防止等対策委員会に報告する。
- ⑨ いじめ防止等対策委員会は、被害学生から事情の聞き取りを行う。
- ⑩ いじめ防止等対策委員会は、加害学生から事情の聞き取りを行う。
- ⑪ いじめ防止等対策委員会は、被害学生・加害学生の友好関係のある学生等からも、事情の聞き取りを行う。
- ⑫ いじめ防止等対策委員会は、必要に応じ全学生対象の質問紙調査などを実施。被害・加害の範囲や行為の悪質性等、実態把握に努める。
- ⑬ 保健センターは、被害・加害の関係を問わず、全ての学生の相談を受け付ける。
- ⑭ 保健センターは、関係学生の担任教員等からの相談を受け付ける。
- ⑮ 保健センターは、相談によって得た情報をいじめ防止等対策委員会に報告する(相談者の同意が不可欠)。

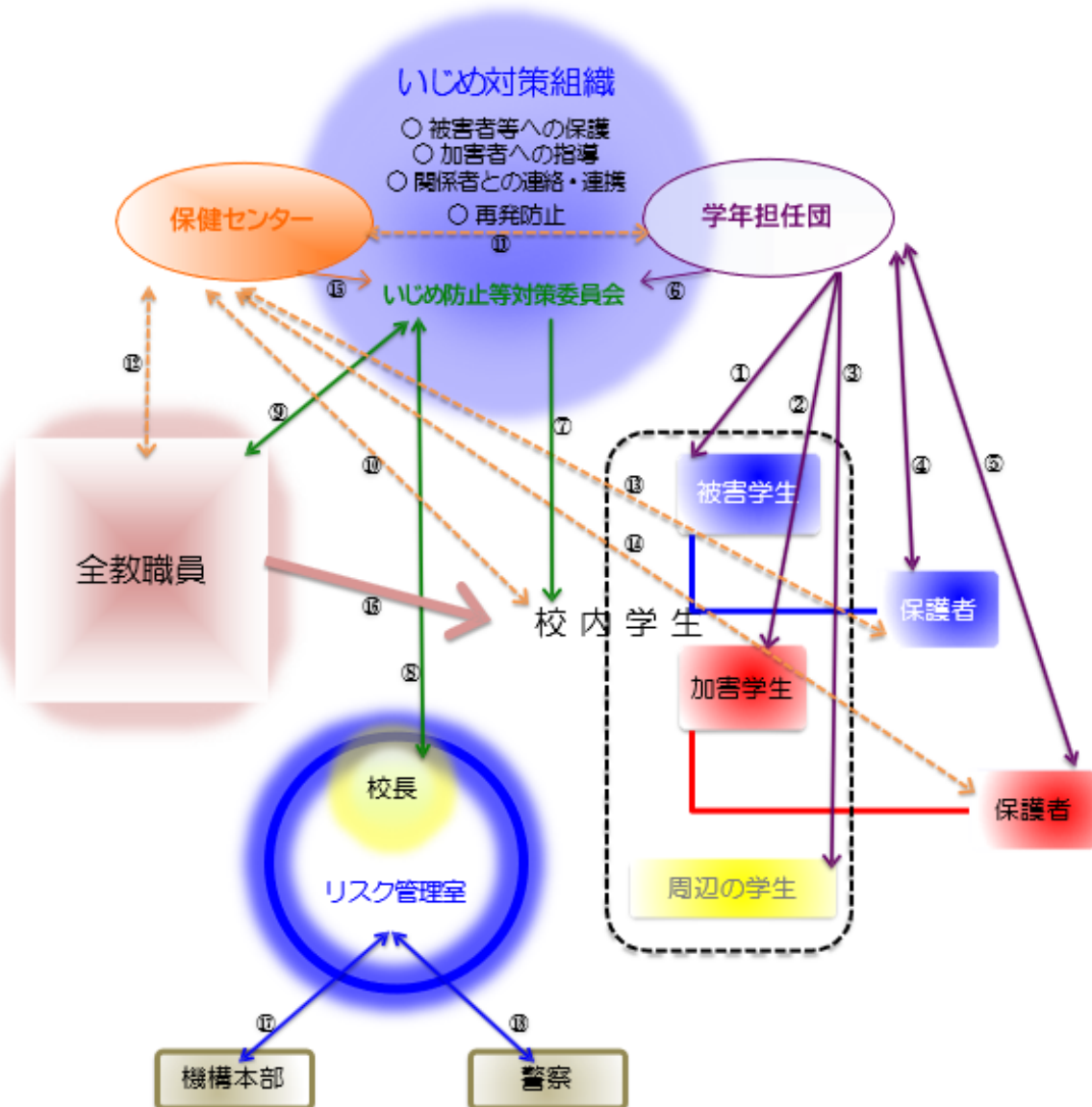
※ いじめ防止等対策委員会は、上記①～⑭などをふまえた上で、当該行為が“いじめ”に該当するか否かを判断する

フローチャートII (諸方針決定、関係者への説明・報告)



- ① 担任教員は、被害学生にいじめの全体像を説明し、心情等の動揺を観察する。
- ② 担任教員は、加害学生にいじめの全体像を説明し、行為に対する説諭を行う。また、心情等の動揺を観察する。
- ③ 担任教員は、被害学生・加害学生と友好関係のある学生等にもいじめの全体像を説明し、必要に応じて説諭等も行う。また、心情等の動揺を観察する。
- ④ 担任教員は、被害学生の保護者にいじめの全体像を説明する。
- ⑤ 担任教員は、加害学生の保護者にいじめの全体像を説明する。
- ⑥ いじめ防止等対策委員会は、被害学生に把握したいじめの内容を確認するとともに、今後の保護方針や加害学生への処罰・指導方針を説明し、同時に加害学生への処罰・指導方針も伝達する。
- ⑦ いじめ防止等対策委員会は、加害学生に把握したいじめの内容を確認するとともに、処罰・指導方針を説明する。その際、加害学生に“弁明の機会”を与える。
- ⑧ いじめ防止等対策委員会は、被害学生の保護者に今後の保護方針や加害学生への処罰・指導方針を説明する。
- ⑨ いじめ防止等対策委員会は、加害学生の保護者に処罰・指導方針を説明する。
- ⑩ いじめ防止等対策委員会は、校長にいじめの実態や被害学生への保護方針、加害学生への処罰・指導方針を説明し、報告を受けた校長は、必要に応じて“リスク管理室”を設置する。
- ⑪ いじめ防止等対策委員会は全教職員に、いじめの実態や被害学生への保護方針、加害学生への処罰・指導方針を説明し、今後の協力を要請する。
- ⑫ 保健センターは、被害・加害の関係を問わず、全ての学生の相談を受け付ける。
- ⑬ 保健センターは、関係学生の担任教員等からの相談を受け付ける。
- ⑭ 保健センターは、すべての教職員からの相談を受け付ける。
- ⑮ 保健センターは、被害学生の保護者からの相談を受け付ける。
- ⑯ 保健センターは、加害学生の保護者からの相談を受け付ける。
- ⑰ 校長は、加害学生への懲戒等を実行する。
- ⑱ 校長は、被害学生の保護者に謝罪するとともに、いじめの再発防止を誓約する。
- ⑲ 校長は、加害学生の保護者に懲戒内容等について説明する。
- ⑳ リスク管理室は、機構本部にいじめの実態を報告する。
- ㉑ リスク管理室は、“犯罪”に相当するような行為があった場合は警察に通報する。

フローチャートⅢ(被害学生保護、加害学生指導、いじめ再発防止)



- ① 担任教員は、いじめ防止等対策委員会が策定した方針などに準拠して被害学生を保護するとともに、面談・家庭訪問等で様子を観察する。
- ② 担任教員は、いじめ防止等対策委員会が策定した方針などに準拠して加害学生を指導するとともに、面談・家庭訪問で様子を観察する。
- ③ 担任教員は、被害学生・加害学生と友好関係のある学生等の様子を観察する。
- ④ 担任教員は、面談・家庭訪問等を通して保護者と連携し、被害学生を保護する。
- ⑤ 担任教員は、面談・家庭訪問等を通して保護者と連携し、加害学生を指導する。
- ⑥ 担任教員は、被害学生や加害学生、あるいは、これらと友好関係のある学生の生活上状況をいじめ防止等対策委員会に報告する。
- ⑦ いじめ防止等対策委員会は、必要に応じ全学生対象の質問紙調査などを実施し、学生全体の様子を観察。また、いじめ再発防止に努める。
- ⑧ いじめ防止等対策委員会は、校長と十分な情報交換を行う。また、危機管理室を通して、外部機関からの協力を求める。
- ⑨ いじめ防止等対策委員会は、全教職員と十分な情報交換を行い、被害学生保護と加害学生指導に関して全校的な取り組みを実現させる。
- ⑩ 保健センターは、被害・加害の関係を問わず、全ての学生の相談を受け付ける。
- ⑪ 保健センターは、関係学生の担任教員等からの相談を受け付ける。
- ⑫ 保健センターは、すべての教職員からの相談を受け付ける。
- ⑬ 保健センターは、被害学生の保護者からの相談を受け付ける。
- ⑭ 保健センターは、加害学生の保護者からの相談を受け付ける。
- ⑮ 保健センターは、相談によって得た情報をいじめ防止等対策委員会に報告する(相談者の同意が不可欠)。
- ⑯ 全教職員は、いじめ防止等対策委員会が策定した方針などに準拠して、被害学生等への保護と加害学生への指導、いじめ再発防止に努める。
- ⑰ リスク管理室は、機構本部と十分な情報交換を行い、連携を強化する。
- ⑱ リスク管理室は、警察と十分な情報交換を行い、連携を強化する。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

◆いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

＜生命、心身又は財産に重大な被害に該当すると想定されるケース＞

- 学生が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

◆いじめにより在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

◆学生や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学生又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

◆前記3項以外の事案について、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

(2) 重大事態の報告

◆重大事態が発生した場合、学校は速やかに機構本部に事態発生について報告する。当該重大事態に係る対応についての経過も随時報告し、機構本部と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。

◆当該重大事態が、犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

(3) 重大事態調査の趣旨

◆いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする。

(4) 調査を行うための組織

◆委員会を中心に事実関係の調査に当たる。

◆調査の迅速性を図るため委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施しつつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。

(5) 事実確認を明確にするための調査

◆調査を行う場合においては、あらかじめ機構本部の承認を得るものとし、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を機構本部から受ける。

◆重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や学生の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6) 調査結果の提供及び調査結果を踏まえた措置等

- ◆いじめを受けた学生及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた学生及びその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- ◆学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のための必要な措置を講じる。